

岩手県消費者施策推進計画事業評価一覧表

資料1-2

1 商品やサービスの安全の確保 (1) 監視指導及び検査の徹底

評価欄: 達成度が100%以上:A 80%~99% 評価欄: 達成度が100%以上:A 80%~99%:B 80%未満:C (達成度と評価は自動計算)

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考						
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		目標値(H25)			目標値(H26)	事業の検証		今後の方向					
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値								達成度(%)	評価			
1 商品やサービスの安全の確保	(1) 監視指導及び検査の徹底	① 生活用製品販売事業者等の監視指導の実施	1	立入検査達成率	%	行動	消安法(特定製品)	—	69.0	C	110.2	A	106.5	100	106.5	A	100	100	○行動指標 広域振興局等は、管内の販売事業者等を概ね5年に1回立入検査が出来るよう計画し、実行します。 ○成果指標 違反事業者がないことを目標とします。	【消安法】 特定製品販売事業者11、特定保守製品取引事業者6の立入検査を実施。違反事業者はなし。市町村で実施した立入検査でも違反事業者はなかった。 【電安法】 平成25年度は対象を21事業所とし、年度前半から立入検査を実施することとしている。 【液石法】 平成25年度は対象を31事業所とし、年度前半から立入検査を実施することとしている。					
							消安法(特定保守製品)	—	77.3	C	93.5	B	100.0	100	100.0	A	100	100							
							電安法	64.2	63.5	C	67.5	C	72.7	100	72.7	C	100	100							
							液石法	48.7	70.3	C	69.8	C	42.3	100	42.3	C	100	100							
			1	適合率	%	成果	消安法(特定製品)	100	100.0	A	26.8	C	100.0	100	100.0	A	100	100				総合防災室 県民生活センター	○行動指標 薬事監視員による医薬品等販売許可・届出施設に対する監視指導件数割合とします。(監視対象施設数の半数以上を維持) ○成果指標 監視指導件数に対する適合件数の割合とします。(平成17年度から平成21年度の平均適合率99.7%以上を維持)	平成24年度は、薬局510、店舗販売業257、薬種商販売業4、特例販売業3、高度管理医療機器販売業507、管理医療機器販売業833、その他業務上医薬品等を取り扱う施設10に立入検査を実施。違反施設は5件であった。	継続 今後も薬事関係法令に準拠した適切な医薬品等販売が行われるよう監視指導を実施していく。
							消安法(特定保守製品)	100	100.0	A	94.7	B	100.0	100	100.0	A	100	100							
							電安法	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100							
							液石法	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100							
		2	施設監視率	%	行動	46.0 (H17~21平均)	93.6	B	79.0	C	41.7	50.0	83.4	B	50.0	50.0	健康国保課	○行動指標 食品衛生監視員による食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合とします。(5年後における監視率100%を目標とします。) ・食品の収去検査の件数とします。(基準年である平成21年岩手県食品衛生監視指導計画における計画件数1,000件を基に、前年度以上の検査件数を目標とします。) ○成果指標 ・食品の収去検査の結果、食品衛生法に規定する「食品、添加物等の規格基準」に適合する件数割合とします。 ○参考指標 ・食中毒発生事件数とします。(前年度以下の発生件数を目標とします。)	食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合は、岩手版HACCP導入を促進するため、1件当たりの監視指導に時間を要する重点対象施設を中心に実施したことなどにより、それ以外の食品関係施設への監視指導割合が低下した。 収去検査数は、1281件の検査を実施し、「食品、添加物等の規格基準」の違反件数は1件であった。	継続 各保健所において、通常の監視指導業務に加えて、重点監視や一斉取締りを実施する。 実施に当たっては、取組ごとに目標を設定し、確実な達成を目指す。					
						適合率	99.7	100.2	A	100.3	A	99.9	99.7	100.2	A	99.7					99.7				
		3	施設監視率	%	行動	84.4	100.7	A	79.0	C	80.9	93.5	86.5	B	96.5	100	県民くらしの安全課	○行動指標 環境衛生監視員による監視対象許可・届出施設に対する監視指導件数の延べ割合とします。(平成21年の実績値を基に、過去5年間の最大監視率を目標とします。) ○成果指標 監視指導件数に対する適合件数の割合とします。	平成24年度は重点項目である旅館業及び公衆浴場を中心に監視を実施したことにより、それ以外の生活衛生施設への監視指導割合が低下し、全体平均監視率が10.4%にとどまった。 なお、住民から個別施設に対する苦情・相談があった場合、随時、当該施設に対する監視指導を実施した。	継続 業種ごとに、重点的・効率的・効果的な監視を実施するなど、営業者に対する生活衛生関係法令の遵守徹底を図る。					
						収去検査件数	1,000	132.8	A	94.0	B	1,281	1,150	111.4	A	1,200					1,250				
						収去検査適合率	100	99.9	B	100.0	A	99.9	100	99.9	B	100					100				
						食中毒発生事件数	件	参考	8	-	-	-	9	-	-	-					-				
		4	施設監視率	%	行動	12.7	130.3	A	83.9	B	10.4	14.2	73.2	C	14.7	15.2	県民くらしの安全課	○行動指標 保健所職員による水道施設の監視指導件数の延べ割合とします。(平成21年の実績値を基に、過去5年における最大監視率を目標とします。) ○成果指標 監視指導件数に対する適合件数の割合とします。	目標値には達しなかったものの、効果的・効率的な監視指導に努めた。 平成23年度は東日本大震災の影響により大幅に監視率が低下したところであるが、平成24年度は、震災前の監視率を上回っている。 なお、河川への油流出事故等が発生するなど、水道水が汚染される危険のある場合や事故の発生時には、随時、当該施設に対する監視指導を実施した。	継続 今後も効率的・効果的な監視を実施し、水道施設に対する関係法令の遵守徹底を図る。					
適合率	100					100.0	A	100.0	A	99.9	100	99.9	B	100	100										
5	施設監視率	%	行動	77.3	88.0	B	51.8	C	80.9	84.0	96.3	B	86.0	88.0	県民くらしの安全課	○行動指標 保健所職員による水道施設の監視指導件数の延べ割合とします。(平成21年の実績値を基に、過去5年における最大監視率を目標とします。) ○成果指標 監視指導件数に対する適合件数の割合とします。	目標値には達しなかったものの、効果的・効率的な監視指導に努めた。 平成23年度は東日本大震災の影響により大幅に監視率が低下したところであるが、平成24年度は、震災前の監視率を上回っている。 なお、河川への油流出事故等が発生するなど、水道水が汚染される危険のある場合や事故の発生時には、随時、当該施設に対する監視指導を実施した。	継続 今後も効率的・効果的な監視を実施し、水道施設に対する関係法令の遵守徹底を図る。							
				適合率	100	100.0	A	100.0	A	98.6	100	98.6	B	100					100						

1 商品やサービスの安全の確保 (2) 消費者事故の調査・公表

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況													担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考			
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値	目標値			達成度(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向	
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価										
1 商品やサービスの安全の確保	(2) 消費者事故の調査・公表	① 商品テストの実施及び結果情報の提供	6	試買テスト品目数	品目	行動	1	100.0	A	100.0	A	1	1	100.0	A	1	1	県民生活センター	○行動指標 試買テスト件数(1品目以上)とします。 ○参考指標 消費者からの依頼を受けて実施する苦情テスト件数とします。	【試買テスト】 「灯油ポンプ」について実施し、その結果をHPで情報提供した。 【苦情テスト】 「首からかけて使用するタイプの除菌剤」について、国民生活センターに依頼して実施した。	継続 平成25年度も試買テストは1品目、苦情テストは随時実施予定。		
				苦情テスト依頼件数	件	参考	4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-						
			② 消費者安全法等に基づく調査及び情報提供	7	消費者事故報告件数	件	参考	41	-	-	-	-	47	-	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 消費者事故報告件数及び重大事故報告件数とします。	消費者事故報告件数及び重大事故報告件数は、消費者安全法に基づき通知された生命・身体事案の件数である。(財産事案は除く。) 重大事故情報や注意喚起情報は、消費者庁公表後、速やかに県のHPに掲載した。	継続 引き続き、消費者安全法等に基づく情報提供に努めていく。	
					重大事故報告件数	件	参考	0	-	-	-	-	20	-	-	-	-	-					

1 商品やサービスの安全の確保 (3) 生活関連物資の安定供給・価格の安定化

項目	小項目	事業・取組み	進捗状況													担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考		
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値	目標値			達成度(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価									
1 商品やサービスの安全の確保	(3) 生活関連物資の安定供給・価格の安定化	① 生活関連物資の価格動向調査及び緊急時等における対応	8	延べ調査回数	回	行動	300	320.8	A	200.0	A	480	240	200.0	A	240	240	県民生活センター	○行動指標 灯油価格の調査回数とします。年間6回(10月~3月)、1広域振興局当たり各10店舗を調査します。平成22年度から、調査地域区分を広域振興局ごととし、4広域局×10店舗×6回=240回とします。(平成21年度は、10地方振興局等×5店舗×6回=300回)	石油製品価格が高い水準で推移していることから、平成24年度においても毎月ガソリン及び灯油について価格調査を実施した。	継続 今後も状況に応じた調査方法を選択するなど、臨機に調査し、実態の把握及び情報提供に努める。	

2 消費者と事業者との取引の適正化 (1) 規格・表示の適正化の推進

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考		
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24					目標値(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値	達成度(%)							
2 消費者と事業者との取引の適正化	(1) 規格・表示の適正化の推進	① 家庭用品等の表示の監視指導	9	立入検査品目数 (家庭用品品質表示)	品目	行動	1	100.0	A	100.0	A	1	1	100.0	A	1	1	<p>○行動指標 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査品目数とし、毎年1品目以上を目標とします。 ・「単位価格表示の基準」実施対象店舗について、2年に1度調査が実施されるよう、調査店舗実施率の50%以上を目標とします。</p> <p>○成果指標 ・立入検査製品件数に対する適合率とします。適合率:100×(1-違反製品件数/検査製品件数) ・表示実施率:単位価格表示実施店舗/調査対象店舗とします。</p>	<p>【家表法】 8店舗で立入検査を実施し、雑貨工業品のうち「なべ」71点の検査を行った。違反品はなし。市町村の立入検査でも違反はなかった。 平成25年度から品質表示が必要になる「なべ等とセット販売されるガラス製のふた」についても同時に検査を実施。品質表示がないものが2製品あった。 【単位価格表示】 全対象店舗(376店舗)調査を実施し、調査店舗実施率は目標を達成できたが、表示実施率の高い品目を扱っていない店舗の割合が増えたことから、全体の表示実施率は下がった。</p>	<p>継続 【家表法】 国からの委任業務で、今後も継続。 【単位価格表示】 引き続き、調査を継続し、消費者の商品選択に役立つよう、事業者に対し単位価格表示制度及び適正な表示の普及に努めていく。また、より実情に即した内容で実施するため、単位価格表示実施品目の見直しを検討する。 資料1-3により説明補足。</p>	
				調査店舗実施率 (単位価格表示)	%	行動	55.4	99.6	B	108.8	A	100.0	50.0	200.0	A	50.0	50.0				
				適合率 (家庭用品品質表示)	%	成果	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100				
				表示実施率 (単位価格表示)	%	成果	79.3	92.6	B	103.2	A	64.0	82.0	78.0	C	83.0	84.0				
	(2) JAS法に基づく食品表示の適正化	10	食品表示ウォッチャーによる店舗点検数	店舗	行動	400	166.5	A	-	-	401	400	100.3	A	400	400	<p>○行動指標 食品表示ウォッチャーによる食品表示点検店舗数とし、400店舗を目標とします。(食品表示ウォッチャー数×2店舗×4回) ○成果指標 点検店舗数に対する適正表示店舗率とします。適正表示店舗:適正表示店舗/点検店舗数</p>	<p>食品表示点検店舗数は、目標を達成したが、適正表示店舗率は目標を達成できなかった。 なお、表示の不適正があった店舗については、適正表示について指導した。</p>	<p>継続 引き続き適正表示率100%店舗を増やしていくことに努めていく。</p>		
			適正表示店舗率	%	成果	90.75	79.7	C	-	-	91.3	100	91.3	B	100	100					
	(3) 食品衛生法に基づく食品表示の監視指導	11	施設監視率	%	行動	84.4	100.7	A	79.0	C	80.9	93.5	86.5	B	96.5	100	<p>○行動指標 ・食品衛生監視員による食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合とします。(5年後における監視率100%を目標とします。) ・事業者に対する衛生講習会の開催回数とします。(基準年である平成21年の講習会開催回数を基に、前年度以上の開催回数を目標とします。) ○成果指標 製造業の監視指導延べ施設数に対する表示適合割合とします。</p>	<p>食品関係施設に対する監視指導件数延べ割合は、岩手版HACCP導入を促進するため、1件当たりの監視指導に時間を要する重点対象施設を中心に実施したことなどにより、それ以外の食品関係施設への監視指導割合が低下した。 事業者に対する衛生講習会は、272回実施し、目標回数を上回った。</p>	<p>継続 今後も各保健所の食品衛生監視員が食品関係営業施設の監視指導を計画的に実施するとともに、事業者に対する衛生講習会を定期的に開催し、適正表示に係る指導を行う。</p>		
			講習会開催回数	回	行動	255	103.1	A	89.0	B	272	267	101.9	A	271	275					
			表示適合率	%	成果	99.7	99.3	B	99.1	B	99.4	100	99.4	B	100	100					
	(4) 計量法に基づく商品量目立入検査の実施	12	立入検査実施率	%	行動	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100	<p>○行動指標 立入検査長期実施計画に基づく立入検査実施戸数とします。(店舗閉鎖等による立入検査未実施分を除きます。) ○成果指標 立入検査実施数に対する合格率とします。(立入検査後、改善措置のあったものも含まれます。)</p>	<p>34店舗に対し、内容量の表示が適正であるか、また、子メーターの有効期限は適正であるかの立入検査を行った。 改善措置も含め、合格率は100%となった。</p>	<p>平成25年度も事業継続</p>		
			立入検査合格率	%	成果	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100					

2 消費者と事業者との取引の適正化 (2) 消費者契約の適正化の推進

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況													担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考		
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		目標値(H25)	目標値(H26)			事業の検証	今後の方向			
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値								達成度(%)	評価
2 消費者と事業者との取引の適正化	(2) 消費者契約の適正化の推進	① 特定商取引に関する法律及び岩手県消費生活条例に基づく事業者への処分・指導	13	行政処分及び行政指導件数	件	参考	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 行政処分及び行政指導の件数とします。	特定商取引法及び消費生活条例に違反するおそれのある事業者に対して指導を行った。	継続 引き続き、悪質な事業者に対して、行政処分や行政指導を行っていく。		
		② 不当景品類及び不当表示防止法に基づく事業者への指示等	14	指示及び指導件数	件	参考	9	-	-	-	-	2	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 事業者に対する指示及び指導件数とします。	景品表示法に違反するおそれのある事業者に対して指導を行った。	継続 引き続き、法違反の疑いのある景品の提供や表示を行った事業者に対して、指示や指導を行っていく。		
		③ 割賦販売法に基づく契約の適正化	15	財務状況調査実施数	回	行動	1	100.0	A	100.0	A	2	2	100.0	A	2	2	県民生活センター	○行動指標 2前払式特定取引業者に対する財務状況調査実施数とします。	2事業者について前受保全措置、決算状況等について報告書により確認を行うとともに、1業者について立入検査を実施した。	継続 引き続き、東北経済産業局と連携し、適時適切に実施していく。	
		④ 旅行業法に基づく旅行契約の適正化	立入調査件数	件	行動	10	50.0	C	100.0	A	10	10	100.0	A	10	10	観光課 県民生活センター	○行動指標 ・岩手県旅行者等立入調査実施要領に基づき、毎年度10者を対象とした立入調査実施数とします。 ・岩手県旅行者等立入調査実施要領に基づき、知事登録の全旅行者を対象とした旅行業法遵守状況自己点検実施回数とします。 ○成果指標 ・立入検査結果件数に対する適合率とします。(立入検査後、改善措置のあったものも含みます。) ・旅行業法遵守状況自己点検表の提出率とします。	旅行業法第26条第3項に基づく旅行者等の立ち入り検査を計画通り10社に対し実施した。	継続 対象を10社として、早めに立入検査を実施することとしている。		
			自己点検実施回数	回	行動	1	100.0	A	100.0	A	1	1	100.0	A	1	1						
			適合率	%	成果	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100						
提出率	%		成果	100	100.0	A	100.0	A	100	100	100.0	A	100	100								
⑤ 貸金業法に基づく適正な指導監督の実施	17	立入検査実施件数	件	行動	6	75.0	C	100.0	A	3	3	100.0	A	3	3	経営支援課	○行動指標 毎年、概ね3分の1の貸金業者に対して実施する立入検査の件数とします。(なお、平成22年6月に完全施行となった改正貸金業法により、貸金業者数は基準年と比較して減少しています。) ○成果指標 苦情相談数とします。	前回立入検査を行ってから概ね3年を経過した貸金業者に対し立入検査を実施した。(指摘事項なし) 平成22年度に貸金業法が改正され登録条件が厳しくなり、問題のある貸金業者が淘汰されたこと、過払い金請求等が一段落したことにより、苦情件数は減少している。	継続 引き続き、法に基づいた指導を行っていく。			
		苦情相談数	件	成果	36	26.5	A	66.7	A	6	8	75.0	A	7	6							
⑥ 賃貸借契約のトラブル未然防止等に関する啓発事業の実施	18	立ち入り指導を行った業者数	業者	行動	52	100.0	A	92.0	B	50	50	100.0	A	50	50	建築住宅課	○行動指標 新規業者及び相談があった業者を中心に、登録時業者の1割程度を目途に立ち入り指導を継続して実施します。	国土交通省の通知に基づき、全国一斉立ち入り調査の一環として立ち入り調査を実施。27業者において50件の違反行為が確認された。	継続 引き続き、法に基づいた指導を行っていく。			

3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供 (1) 情報の提供

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況													担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考																
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24			目標値(H25)			目標値(H26)	事業の検証		今後の方向															
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値(H24)	達成度(%)								評価														
3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供	(1) 情報の提供	① 消費生活に関する情報の提供	19	情報提供回数	回	行動	213	103.3	A	90.1	B	223	213	104.7	A	213	213	県民生活センター	<p>○行動指標 県民又は報道機関向けの情報提供回数とし、過去最高頻度の情報提供を行った平成21年度の回数(件数)を目標とします。</p> <p>○成果指標 県民意識調査における「消費者トラブルへの適切な相談や支援」に係る満足度とします。(5点満点。小数点第2位)</p> <p>○参考指標 マスメディアを利用した広報等の件数とします。</p>	<p>県民や報道機関向けの情報提供を例年通り実施したほか、消費者行政活性化基金を活用した「暮らしのセーフティネットキャンペーン事業」により、新たにテレビCMを実施するなど、マスメディアを利用した広報を強化した。</p>	<p>継続 消費者トラブルの未然防止を図るため、引き続き各種広報媒体を活用し、適時適切な情報提供に努めていく。</p>															
				県民意識調査における満足度	-	成果	-	100.7	A	101.7	A	2.93	2.89	101.4	A	2.89	2.89																			
				広報等件数	件	参考	114	-	-	-	-	765	-	-	-	-	-						-													
	(2) 県と市町村との連携による情報の提供	20	情報発信回数	件	参考	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	<p>○参考指標 開発した啓発ツールを使用しての情報発信回数とします。</p>	23年度廃止																
																							情報発信回数	件	参考	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
																							情報発信回数	件	参考	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) 住宅関連情報の提供	21	高齢者円滑入居賃貸住宅登録戸数	戸	成果	431	157.2	A	146.5	A	889	582	152.7	A	882	1182	建築住宅課	<p>○成果指標 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録戸数及びあんしん賃貸住宅の登録戸数とします。登録戸数は、5年間で倍増することを目標とします。(H24～変更) サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数及びあんしん賃貸住宅の登録戸数とします。</p>	<p>事業者への通知、ホームページ等により周知を行い、普及拡大に努めた。また、制度改正について周知を図った。 あんしん賃貸住宅については、登録制度が賃貸住宅家主に十分に認知されていなかったことから、登録戸数が伸びなかったと思われる。</p>	<p>継続 法改正により高齢者円滑入居賃貸住宅制度は「サービス付き高齢者向け住宅」に変更されたことから、新制度の普及に努めるとともに、制度改正により登録できなくなる旧制度の高齢者円滑入居賃貸住宅について、あんしん賃貸住宅として登録するよう周知を図る。</p>																
																						サービス付き高齢者向け住宅登録戸数	戸	成果						889	582	152.7	A	882	1182	
																						あんしん賃貸住宅登録戸数	戸	成果	676	84.5	B	73.1	C	680	1050	64.8	C	1,175	1,300	

3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供 (2) 教育の機会提供

項目	小項目	事業・取組み	進捗状況													担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考			
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		目標値(H25)	目標値(H26)			事業の検証	今後の方向				
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値								達成度(%)	評価	
3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供	(2) 教育の機会提供	① 出前講座の実施	22	県民生活センターの対応回数	回	行動	21	133.3	A	44.0	C	25	25	100.0	A	25	25	県民生活センター	○行動指標 県民生活センターが申込を受けた講座の対応回数とします。 ○成果指標 県民生活センターが実施した講座受講者の満足度とします。 ○参考指標 県民生活センター以外の市町村等が申込を受けた講座の対応回数とします。	地域団体(自治会、婦人会、老人会等)、職域団体(商工団体を含む)などから申し込みを受けた講座に生活相談員等を派遣し、消費者被害防止に関する研修を実施した。 利用促進を図るため、関係機関(社協、民児協等)にチラシを送付したり、県の広報媒体を利用した広報を実施した。	継続 引き続き、消費者に対し出前講座の利用を広く呼び掛けるとともに、市町村と連携しながら実施していく。		
			22	講座受講満足度	%	成果	-	129.3	A	132.6	A	98.6	73.0	135.1	A	77.0	80.0						
				県民生活センター以外の対応回数	回	参考	217	-	-	-	-	171	-	-	-	-	-						
		② 消費生活全般に関する教育の実施		23	開催回数①	回	行動	24	95.8	B	-	-	21	24	87.5	B	24	24	県民生活センター	① 継続的な取組み(消費生活セミナー、消費者力検定チャレンジ講習会等) ② 3年間の集中的な取組み(消費生活展、特別講演会等) ○行動指標 ①の事業の開催回数とします。 ○成果指標 ①の事業の参加者数とします。 ○参考指標 ②の事業の開催回数と参加者数とします。	消費生活セミナーについて、啓発の対象者を絞る等、事業の見直しを行い、高齢者対象の3回分は出前講座で対応することとし、啓発活動が手薄となっている若年層(児童・生徒)向けのセミナーを年2回実施することとした。 開催回数の減に伴い、参加者数も目標を下回った。	継続 参加者の増加につながるよう、実施時期や内容を検討し、引き続き実施していく。	平成25年度から指標変更予定
				参加者数①	人	成果	329	111.1	A	-	-	267	390	68.5	C	410	440						
				開催回数②	回	参考	5	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-						
				参加者数②	人	参考	671	-	-	-	-	206	-	-	-	-	-						
		④ 住環境に関する消費者教育の実施		25	開催回数	回	行動	7	85.7	B	0.0	C	0	1	0.0	C	1	1	建築住宅課	○行動指標 住宅祭(1回/年)及び講習会(6回/年)の開催回数とします。 (H23~変更) 住宅祭(1回/年)開催回数とします。 ○成果指標 平成21年度までの実績を踏まえ、住宅祭の参加者の満足度90%以上(アンケート)を目指します。	休止又は廃止 住宅祭は震災の影響により当面休止。 講演会は住宅関連書籍・雑誌、インターネットの普及、民間事業者における各種セミナーの開催により、県による講座の開催意義が低下したことから、平成23年度以降は実施しなかった。	震災復興の状況に応じ被災者向け相談会・講演会等は行っていく。	平成25年度から指標変更予定
				満足度	%	成果	86.0	93.3	B	0.0	C	0.0	90.0	0.0	C	90.0	90.0						
		⑤ 食の安全安心に関する学習機会の提供		26	講座開催数	回	行動	2	358.3	A	118.2	A	51	32	159.4	A	42	52	県民くらしの安全課	○行動指標 県民くらしの安全課及び各保健所で開催する消費者を対象とした講座の開催回数とします(各年各所1回ずつ増やし、5年後に各5回開催を目指します。) ○成果指標 講座受講者の理解度とします。	目標回数を上回る開催が出来た。 理解度については、県民くらしの安全課開催リスクコミュニケーションにおいて、当該テーマ(放射能、BSE)に関する疑問が「ほとんど解消した」と及び「ある程度解消した」という参加者が85.0%であり、前年度と同等に理解向上が図られた。	継続 平成25年度以降も引き続き、「岩手県食の安全安心推進計画」に基づき、適切に実施していく。	
	講座受講者理解度			%	成果	-	-	-	137.1	A	85.0	65.0	130.8	A	67.0	70.0							
	⑥ 医薬品等の適正使用普及啓発講座の実施		27	開催回数	回	行動	10	310.0	A	290.0	A	39	10	390.0	A	10	10	健康国保課	○行動指標 平成21年度の委託契約である10回を維持します。 ○成果指標 講座終了後に実施するアンケートの再受講希望者割合を指標とします。(H21年度を基準年度として維持)	医薬品の適正使用のほか、健康食品との上手な関わり方や危険性を周知する啓発講座を39回開催し、1,112名の参加があった。 受講者満足度の指標としている再受講希望割合については、90.0%であった。	継続 健康食品等の個人輸入による健康被害や医薬品とサプリメントの不適切な使用による症状悪化症例が全国で後を絶たないことから継続的に啓発を行う。		
			再受講希望割合	%	成果	89.0	101.2	A	94.4	B	90.0	89.0	101.1	A	89.0	89.0							
	⑦ 地域で消費生活に関する活動を行う人材の育成		28	研修会回数	回	行動	3	100.0	A	33.3	C	0	3	0.0	C	3	3	県民生活センター	○行動指標 消費生活サポーターに対する研修会の回数とします。 (H25~変更) 消費生活サポーターに対する情報提供回数とします。 ○成果指標 消費生活サポーターの人数とします。県内全市町村に、複数配置を原則として人口に応じた配置人数を決め、総数83人の配置を目標とします。	平成24年度からは、これまでの制度を変更し、活動負担を少なくして、無償ボランティアとして周囲の人々に情報提供を行ってもらうこととし、サポーターに対し、定期的に消費生活に関する情報提供を行った。 参加負担の大きかった研修会は廃止した。 サポーター登録については様々な手法で広報を行い、登録者を大幅に増やすことができた。	継続 引き続きサポーターへの定期的な情報提供を行うほか、地域バランスを考慮した登録者の増加に努めることとする。	平成25年度から指標変更予定	
			サポーター人数	人	成果	56	74.7	C	74.7	C	159	83	191.6	A	83	83							

3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供 (3) 高度情報通信社会の進展への対応

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考			
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値			目標値	達成度(H25)		目標値(H26)	事業の検証	今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価									
3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供	(3) 高度情報通信社会の進展への対応	① 学校における情報モラル教育の実施	29	講師の派遣市町村数	回	参考	35	-	-	-	-						学校教育室	○参考指標 情報サイト活用授業の講師派遣市町村数及び情報サイト活用授業を受けた児童生徒数とします。 (H24~変更) 情報モラル教育を実施している学校の割合とします。	平成24年度においては、総合教育センターが提供している情報モラル教育に関する教材や資料等を踏まえて、県内の全ての学校において、情報モラル教育が実施された。	継続 インターネットや携帯端末の普及により、情報モラル教育に関する普及啓発のニーズは高まっていることから、引き続き、児童生徒への情報モラル教育の充実を図っていく。		
				児童生徒数	件		2,800	-	-	-	-											
				情報モラル教育実施校割合	%	参考	-					100	-	-	-	-						-

3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供 (4) 環境に配慮した消費生活の推進

項目	小項目	事業・取組み	進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考				
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値			目標値	達成度(H25)		目標値(H26)	事業の検証	今後の方向	
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価										
3 消費者に対する有用な情報や教育機会の提供	(4) 環境に配慮した消費生活の推進	① 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の普及啓発とリサイクル製品の利用促進	30	認定数(累計)	製品	行動	134	102.6	A	108.6	A	205	198	103.5	A	218	238	資源循環推進課	○行動指標 再生資源利用認定製品を基準年から毎年度、20製品増加することを目標とします。 ○成果指標 リサイクル率の平成27年度実績値が30%となることを目指します。	平成24年度においては、再生資源利用認定製品の認定審査会を上半期と下半期の2度実施し、目標を達成している。 なお、リサイクル率は、伸び悩んでいる傾向にある。	継続 消費者に対するごみの排出抑制を働きかけるとともに、市町村において、ごみの分別収集を徹底し、再資源化への取組について促進していく。	平成24年度から指標変更(認定数)	
				リサイクル率	%	成果	18.8	92.6	B	85.0	B	18.7	23.6	79.2	C	25.2	26.8						
			② 小売店に対するエコショップの認定	31	説明実施店舗数	店舗	行動	202	173.7	A	-	-	328	205	160.0	A	205	205	資源循環推進課	○行動指標 エコショップ認定制度に関する説明を実施した店舗数を指標とします。 ○成果指標 平成26年度までに、小売店及び百貨店のうち4割を認定することを目指します。	平成24年には新規に21店舗がエコショップいわて認定店として認定され、計228店舗において、店舗の自主的・積極的な3Rの取組を通じて、3Rの普及啓発が実施された。	継続 小売店舗の3Rの活動を通じて広く県民に対して3Rの普及啓発を図るため、各店舗の自主的・積極的な取組を働きかけ、継続した活動を進める。	
					認定店舗割合	%	成果	22.6	105.1	A	99.1	B	38.9	36.7	105.9	A	38.4	40.0					

4 消費者被害の救済 (1) 相談対応の充実

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考		
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24					目標値(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値(H23)	達成度(%)							
4 消費者被害の救済	(1) 相談対応の充実	① 消費生活相談対応の充実	32	県の相談件数	件	参考	8,770	-	-	-	-	3,395	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 県及び市町村の相談件数とします。	相談体制の強化や相談員の研修機会の確保等により、複雑かつ多様化する相談に的確に対応している。多重債務弁護士無料相談、消費生活相談窓口高度化事業、市町村弁護士あつせん事業など、関係機関と密に連携を図り、解決に取り組んだ。また、広域センターが増加するなど、市町村における相談窓口の充実が図られている。	継続 引き続き、弁護士や関係機関と連携を図りながら、消費者問題の解決に取り組んでいく。	
				市町村の相談件数	件	参考	6,682	-	-	-	-	6,596	-	-	-	-					
	(2) 消費生活相談員の資質向上	② 消費生活相談員の資質向上	33	スキルアップセミナー実施回数	回	行動	10	90.0	B	60.0	C	8	10	80.0	B	10	10	県民生活センター	○行動指標 ・消費生活相談員等スキルアップセミナー 1回/月×10ヶ月 ・生活相談事例研究会 1回/月×10ヶ月 ○参考指標 ・消費生活相談員等レベルアップ講座 全24回	市町村等の消費生活相談担当者の資質向上を図るため、各種研修を実施した。	継続 平成25年度に全市町村に消費生活相談窓口が設置されたが、市町村中心の相談体制は緒に就いたばかりであり、今後も消費生活相談担当者の資質向上が重要であることから、引き続き各種研修を実施していく。
			生活相談事例研究会実施回数	回	行動	10	100.0	A	100.0	A	10	10	100.0	A	10	10					
			レベルアップ講座実施回数	回	参考	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
(3) 法的サポート体制の整備	③ 法的サポート体制の整備	34	高度消費生活弁護士無料相談の実施件数	件	参考	213	-	-	-	-	121	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 消費生活相談窓口高度化事業における相談件数及び法的解決サポート事業を利用した件数とします。	法的解決サポート事業については、消費生活相談窓口高度化事業に統合し、月2回の弁護士派遣により適切な助言を得て、複雑かつ多様化する相談に的確に対応した。ただし、市町村からの相談は少ない。	継続 市町村に対し今後も事業内容の周知を図り、引き続き実施していく。		
			法的解決サポート事業の実施件数	件	参考	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
(4) 警察安全相談に係る関係機関等との連携の強化	④ 警察安全相談に係る関係機関等との連携の強化	35	警察への相談件数	件	参考	23,368	-	-	-	-	24,686	-	-	-	-	警察本部 県民課	○参考指標 警察への相談件数とします。※数値は暦年(1月～12月)のもの。	複雑多岐にわたる消費者トラブル等の相談に迅速適切に対応するため、「相談関係機関ネットワーク会議」を開催して、連携の強化を図った。	継続 今後も関係機関と連携を図っていく。		
(5) 高齢者・障がい者の相談に係る連携の強化	⑤ 高齢者・障がい者の相談に係る連携の強化	36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 県民生活センター	① 高齢者・障がい者の消費者トラブルを未然に防止するため、各種会議等を通じて関係者間の情報共有・連携を図ります。 ② 個別の消費者被害について、消費生活相談関係者と福祉関係者が密接に連絡することにより、被害の救済を図ります。 ③ 判断能力が不十分な高齢者・障がい者については、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や理解の促進を図ります。	【地域福祉課】 日常生活自立支援事業(福祉サービスに係る相談対応や利用援助)等により、判断能力が十分でない方々の地域における自立を支援するとともに、福祉サービス利用者の状況に応じて成年後見制度へ移行できるよう、制度の普及啓発や法人後見を担う団体の育成に向け関係機関等との情報交換を行った。 【長寿社会課】 高齢者権利擁護ネットワーク会議を開催し、関係機関と情報共有を図ったほか、県高齢者総合支援センター(委託)において成年後見制度に関する研修及び権利擁護相談において、成年後見人制度に関する相談対応を行った。 【障がい保健福祉課】 障がい者からの日常的な各種相談において、消費生活に関する相談にも対応した。 【県民生活センター】 高齢者権利擁護ネットワーク会議や相談等を通じて連携を図った。また、成年後見関係の研修に参加し、相談対応の充実を図った。高齢者や見守り者を対象とした出前講座で注意喚起と相談窓口の周知を図った。	【地域福祉課】継続 今後も事業の効果的な実施のため、関係機関と連携しながら、一体的な支援を図っていく。 【長寿社会課】継続 今後とも、関係機関と連携を図っていく。 【障がい保健福祉課】継続 今後とも、関係機関と連携を図っていく。 【県民生活センター】継続 今後とも、関係機関と連携を図っていく。		

4 消費者被害の救済 (2) 多重債務問題に対する解決支援

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考				
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値			目標値(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向		
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価										
4 消費者被害の救済	(2) 多重債務問題に対する解決支援	① 多重債務者弁護士無料相談の実施	37	多重債務者弁護士無料相談会実施回数	回	参考	300	-	-	-	-	-	149	-	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 多重債務者弁護士無料相談会の実施回数及び多 重債務者弁護士無料相談会を利用した結果、弁護 士がその場において法的解決を受任した割合としま す。	相談の申込がなかった二戸市1回 分を取りやめとした以外は、計画どお り岩手弁護士会と連携し、県内10ヶ所 で多重債務者弁護士無料相談を実施 し、多重債務者への相談機会を提供 するとともに、債務整理など借金問題 の解決につなげた。	継続 潜在的な多重債務者 や震災により借金が返 済できなくなった者が存 在すると思われることか ら継続実施していく。	
		② 多重債務・生活再建関係機関との連携強化	38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター 庁内関係各 室課	① 庁内の関係室課等と連携し、多重債務者の債 務整理や生活再建に努めます。 ② 岩手県多重債務者対策連絡会議の構成団体と 連携し、多重債務問題の早期解決に努めます。 ③ 市町村と連携し、多重債務者等生活再建推進モ デル事業の普及、促進に努めます。(→平成23年度 で事業終了)	①については、22年度から、②の多 重債務者対策連絡会議へオブザー バー参加し、情報収集と連携を図っ ている。 ②については、24年12月に会議を 開催し、意見・情報交換を実施した。	継続 震災による影響も勘 案しながら、今後とも関 係機関との連携を図っ ていく。	

4 消費者被害の救済 (3) 取締りの強化

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考				
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値			目標値(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向		
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価										
4 消費者被害の救済	(3) 取締りの強化	① 生活経済関係法令に係る違反等の取締りの強化	39	ヤミ金関係検挙件数	件	参考	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	警察本部 生活環境課	○参考指標 ヤミ金関係検挙件数及び悪質商法関係検挙件数 とします。	平成24年中における検挙事件数 は、ヤミ金融事件が2事件、悪質商法 事件が3事件であった。ヤミ金融事 件のうち東京のヤミ金融業者3名を逮捕 し被疑者の居宅からヤミ金融による 収益金(現金約1億6,500万円)を押 収している。悪質商法事件では、盛岡 市内の高齢者を対象とする悪質な布 団販売業者2名を逮捕している。	震災の復興、復旧を 妨げるヤミ金融事犯、 悪質商法事件に対する 取締りを継続して推進 する。	
				悪質商法関係検挙件数	件	参考	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-					-

4 消費者被害の救済 (4) ADR(裁判外紛争解決手続)の活用

項目	小項目	事業・取組み	進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考			
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		実績値			目標値(H25)	目標値(H26)		事業の検証	今後の方向	
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	達成度(%)	評価									
4 消費者被害の救済	(4) ADR(裁判外紛争解決手続)の活用	① 消費生活審議会紛争解決部会による紛争の解決	40	あっせん等の件数	件	参考	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 紛争解決部会が行ったあっせん等の件数とし ます。	紛争解決部会に付託した案件はな かった。	継続 紛争解決部会への付 託が適当な案件につ いては、部会により紛争の 解決を図る。	
		② 市町村等弁護士あっせん事業による紛争の解決	41	事業実施件数	件	参考	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	県民生活センター	○参考指標 事業活用件数とします。年間10件程度の紛争解決 のあっせんを行います。	市町村及び県民生活センターに寄 せられた相談のうち、弁護士による あっせんを希望したものについてあ っせんを行った。	継続 市町村の相談窓口が 増加し、市町村窓口の 解決力の向上が重要で あることから、今後とも、 解決困難な事案等につ いて、市町村等に弁護 士を派遣してあっせんを 行う。	

5 地方公共団体、関係機関等との連携 (1) 他の都道府県・国との連携

項目	小項目	事業・取組み	指標の進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考	
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		目標値(H25)			目標値(H26)	事業の検証		今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値							
5 地方公共団体、関係機関等との連携	(1) 他の都道府県・国との連携	① 特定商取引に関する他の都道府県との連携	42	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	特定商取引に関する法律での規制に係る事業者の活動情報などについて、東北6県で情報交換を行うなど、他の都道府県との連携を図ります。県域を越えて活動する悪質事業者の処分等にあつては、関係都道府県と緊密な連携をとります。	「東北地域特定商取引法執行担当者会議」において、東北経済産業局及び東北6県で情報交換を行った。また、関係する県と連携をとりながら、特定商取引法等に違反するおそれのある事業者に対して指導を行った。	継続 広域で活動する悪質事業者に対応するためにも他県との連携は重要であり、今後とも情報交換等を行う。		
		② 国民生活センター及び国との連携	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	国民生活センターや消費者庁等と密に連携を図り、消費生活相談等に関する情報を把握・分析して、助言・情報提供・あっせん業務に活用していきます。	国民生活センターや消費者庁等からの情報を相談の助言・情報提供・あっせん業務に活用した。	継続 引き続き、国民生活センターや消費者庁等と連携し業務に活用していく。		
		③ 国の施策推進のための国への要請	44	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要があると認めるときは、国に対して意見を述べ、必要な措置を講ずるよう要請を行います。	国に対する要請等が必要となる状況にはならなかった。	継続 必要に応じ、適切なタイミングに要請を行う。	

5 地方公共団体、関係機関等との連携 (2) 市町村・関係団体等との連携・協働

項目	小項目	事業・取組み	進捗状況												担当課等	目標値の設定の考え方	事業評価の結果(平成24年度)		備考	
			番号	指標名	単位	区分	基準値(H21)	H22		H23		H24		目標値(H25)			目標値(H26)	事業の検証		今後の方向
								達成度(%)	評価	達成度(%)	評価	実績値	目標値							
5 地方公共団体、関係機関等との連携	(2) 市町村・関係団体等との連携・協働	① 消費者団体との連携・活動支援	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	① 活動の機会や場の提供、情報提供、講師の派遣等により、消費者団体の自主的な活動を支援します。 ② 消費生活協同組合に対して運営資金の短期貸付を行います。 ③ 毎年、6消費生活協同組合等の指導検査を実施し、適正な運営について助言指導を行います。 ④ 消費者と行政との協働を促進するため、消費者団体等との意見交換会等を行い、必要に応じて意見を施策に反映させていただきます。 ⑤ 適格消費者団体の設立の動きがある場合は、消費者契約法の趣旨に基き、適切に対応します。	消費者団体に対し、活動の場の提供や講師派遣等を行い、自主的な活動を支援した。 消費生活協同組合に対しては、運営資金の短期貸付を行ったほか、指導検査を実施し、適正な運営について助言指導を行った。 毎年、生協連と知事との懇談会、北海道・東北地区行政生協連絡会議に対応している。	継続 消費者団体が自主的な活動ができるよう支援していく。 消費生活協同組合の運営を継続的に支援すると共に、適切な運営ができるよう助言指導していく。 また、消費者行政の効果的な推進を図るため、今後とも必要に応じて消費者団体等の意見交換を行い、施策に反映する。 加えて、適格消費者団体の設立促進のためシンポジウムを開催する。		
		② 事業者団体との連携による消費者支援	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県民生活センター	事業者団体からの要請があつた場合は、事業者団体と連携しながら、事業者団体が行う次の取組みを支援します。 ① 事業者と消費者との間に生じた苦情の処理体制整備 ② 事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成 ③ その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動	事業者訪問の機会や事業者団体との懇談会において事業者等の情報交換を行うとともに、問合せ等に的確に対応した。	継続 事業者団体と連携しながら、支援していく。		
		③ オール岩手の連携・協働	47	市町村消費生活センター設置率	成果	%	2.9	122.0	A	94.0	B	87.8	100.0	87.8	B	100	100	県民くらしの安全課	○成果指標 市町村における消費生活センターの設置率とし、全ての市町村において消費生活センターが設置されること(広域連携での設置を含む)を目標とします。 ○参考指標 市町村消費者行政活性化補助金交付率とします。	平成24年度当初で、7広域センター及び4単独センターが設置された。(29市町村において設置) 市町村におけるセンター設置の支援を進め、平成25年度当初には、8広域センター及び3単独センターが設置され、センター基準は満たさないものの相談員配置している1町を含めると県内全市町村において消費生活相談窓口が設置される見込みとなった。